

① 事務局に問い合わせ

メール・電話・FAXにて事務局にお問い合わせください。
雇用管理研修会 開催申込書を送付ください。

※相談・お申込みから5営業日以内にご連絡いたします。



② 地域アドバイザーとの打ち合わせ

オンライン等を活用し、研修会講師を務める地域アドバイザーとの打ち合わせで、具体的な内容を決定します。



③ 研修会実施

研修打ち合わせの内容に沿って研修会の開催と、個別相談会を行い、参加者にはアンケートに回答をいただきます。



雇用管理研修会の日程や担当講師、個別相談の情報等は、下記のオンラインメディアやリーフレットにて、随時発信します！



ホームページイメージ

令和8年度 農業雇用改善推進事業の公式サイトは下記URLやQRコードよりアクセスください。

<https://teichaku2026.mhlw.go.jp/>



農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業) 運営事務局



株式会社 農協観光 地域共創推進課
(担当：青木・関谷)

〒143-0006
東京都大田区平和島6-1-1
TRCアネックス1階

TEL：03-6436-8990
FAX：03-3298-7221
E-mail：koyoukaizen.ntour@gmail.com

厚生労働省 令和8年度 農林業職場定着支援事業

農業雇用改善推進事業

農業経営体の皆様に向けた人材確保・定着支援事業がスタートします！



本事業は農業の雇用管理改善について、以下を実施する事業です。

- 雇用管理研修会の開催
- 個別相談会の開催
- 雇用管理改善モデル事例集の発行
- 定期刊行物（農業雇用便り）の発行
- 社会保険労務士等の訪問によるアドバイス
- 電話・メール・FAXによる相談対応

農業雇用改善推進事業は、農業法人、法人化を目指す農業経営体及び農業への参入を図る農業経営体を除く法人に対して、雇用管理の改善のための支援や啓発等を行い農業への就職及び職場定着を促進し、雇用による農業従事者の確保を図ることを目的として、実施しております。

今年度事業の実施にあたり、関係機関の皆様とより一体的に推進を図ることで、全国の農業経営体の皆様のサステナブル経営に向けて、担い手確保や人材育成等の観点から支援して参りたく存じます。
つきましては日頃よりご支援をなさっている皆様のご理解ご協力の程を何卒よろしくお願い申し上げます。

テーマ：熱中症対策の強化とエイジフレンドリー補助金の活用

【本号のポイント】

令和7年6月施行の労働安全衛生規則改正により、事業者には熱中症の重症化防止対策が義務付けられました。また、高齢労働者は熱中症リスクが高いため、農業現場ではより手厚い熱中症対策が重要です。さらに、エイジフレンドリー補助金を活用することで、冷却ベストやスポットクーラーなどの導入費用の一部について補助を受けられる場合がありますので、この機会に活用を検討してみてはいかがでしょうか。

はじめに

近年、夏季の猛暑が続き、職場での熱中症による労働災害が大きな課題となっています。特に空調のない環境下での作業が多い農業では、熱中症による救急搬送や重篤な災害の発生が懸念されます。

① 労働安全衛生規則の改正で対策が義務化

こうした状況を受け、労働安全衛生規則が改正され、事業者には熱中症の重症化を防止する対策を講じることが義務付けられました。暑さ指数（WBGT）などを活用して作業環境を把握し、熱中症の自覚症状がある人や、体調不良が疑われる人を早期に発見・報告できる体制を整えること、さらに、作業から離脱させて身体を冷却し、必要に応じて医療機関を受診させるなどの対応手順をあらかじめ定め、関係する労働者へ周知することが求められています。

② 高齢労働者ほど手厚い熱中症対策を

加えて、農業は高齢化が進んでいる産業でもあります。長年の経験を持つベテランは貴重な存在ですが、加齢に伴い体温調節機能や発汗機能が低下し、暑さを感じにくくなる傾向があります。また、喉の渇きを自覚しにくくなることから水分補給が遅れ、熱中症が重症化する危険性も高まります。そのため「経験があるから大丈夫」という考えではなく、高齢労働者ほど熱中症対策を手厚く行うことが重要です。

③ エイジフレンドリー補助金とは

そこで活用したい制度が厚生労働省が実施する「エイジフレンドリー補助金」です。この補助金は、高年齢労働者（主に60歳以上）が安全で健康に働き続けられる職場づくりを支援する制度で、熱中症対策コースでは暑熱環境を改善する設備・機器の導入費用の一部について補助を受けられる場合があります。

④ 補助金の対象者

補助金の対象者は、自社の労災保険が適用される60歳以上の労働者で、熱中症対策の対象となる業務（屋外作業や高温環境下の作業）に従事している方です。従って、定年後に再雇用された嘱託社員やパートタイマー、季節的に雇用される労働者であっても、要件を満たせば対象となります。ただし、補助金を申請するためには、役員を除き60歳以上の労働者が常時1名以上就労していることが要件とされています。ここでいう「常时就労する労働者」とは、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて雇用される者、4か月以内の季節的雇用者、試用期間中の者などは含まれないのでご注意ください。

◆ 本号の担当講師のご紹介



安心コンサルタントおたる社労士事務所
代表 加藤 久善 先生

プロフィール

NPO法人オルタナティブ・アグリサポート・プロジェクト理事／一般社団法人SRアップ21会員。2019年社会保険労務士登録。「わかりにくいことを、わかりやすく伝える」をモットーに、セミナー講師や執筆活動にも取り組んでいる。

⑤ 対象となる設備

対象となる設備には、スポットクーラー、ミストファン、保冷剤式冷却ベスト、ペルチェ式冷却ベスト、アイススラリーや保冷剤を冷却するための専用冷凍ストッカーなどがあります。特に農業では、一般的な電動ファン付き作業服は、粉じんを吸い込みやすい作業や農薬散布時には適さず、高温多湿のハウス内では十分な効果を得られない場合もあります。そのため、外気を取り込まず身体を直接冷却する保冷剤式やペルチェ式の冷却ベストは、農業現場でも活用しやすい設備といえるでしょう。なお、補助金を利用する際は、交付決定前に購入や工事を行うと補助対象外となるため、申請手続きを済ませてから導入することが重要です。

対象となる方	自社の労災保険が適用される60歳以上で、熱中症対策の対象となる業務（屋外作業や高温環境下の作業）に従事する労働者。※定年後再雇用の嘱託社員・パート・季節雇用者も、要件を満たせば対象となる
申請の要件	役員を除く自社の労災保険適用の60歳以上の労働者が、常時1名以上就労していること。 ※日々雇い入れられる者／2か月以内の期間雇用者／4か月以内の季節的雇用者／試用期間中の者は、常时就労する労働者とみなされません。
対象となる設備	スポットクーラー、ミストファン、保冷剤式冷却ベスト、ペルチェ式冷却ベスト、アイススラリーや保冷剤を冷却するための専用冷凍ストッカーなど

⑥ 活用例

例えば、従業員10名の農業法人で、60歳以上の従業員5名が夏季の収穫や管理作業を担当しているケースを考えてみましょう。この事業所では、エイジフレンドリー補助金を活用して、高齢労働者用の保冷剤式冷却ベスト5着と専用冷凍ストッカーを導入しました。WBGT値を毎日確認し、一定の基準を超えた場合は休憩時間を延長し、水分・塩分補給を徹底する運用ルールも整備しています。設備の導入と適切な作業管理を組み合わせることで、高齢労働者が安心して働ける環境づくりにつながっています。

まとめ

熱中症対策は労働災害の防止だけでなく、人材の確保・定着にもつながります。高齢労働者の豊富な経験や技術は経営を支える重要な財産です。補助金も上手に活用しながら、安全で働きやすい職場づくりを進めていきましょう。

参考：「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内
（厚生労働省Webサイト内）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001715767.pdf>

